令和８年１２月
令和８年第７回栃木市議会定例会
議案説明書

栃　木　市

番　号	件　名	
報告第１９号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第９７号	令和８年度栃木市一般会計補正予算（第３号）	別冊
議案第９８号	令和８年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第９９号	令和８年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第100号	令和８年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）	別冊
議案第101号	令和８年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第１号）	別冊
議案第102号	栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案第103号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第104号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第105号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第106号	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第107号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第108号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第109号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第110号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第111号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	110
議案第112号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	114
議案第113号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	118
議案第114号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	122

議案第115号　工事請負契約の変更について（清水川第１調節池整備工事）　……　130
議案第116号　財産の取得について（栃木インター北土地区画整理事業用地）　……　134
議案第117号　財産の取得について（栃木市東部学校給食センター食器等）　……　138
議案第118号　和解及び損害賠償の額の決定について　……　139
議案第119号　指定管理者の指定について（栃木市栃木第六地区コミュニティセンター）　……　142
議案第120号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）　……　143
議案第121号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）　……　144
議案第122号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）　……　145
議案第123号　指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）　……　146
議案第124号　指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）　……　147
議案第125号　指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）　……　148
議案第126号　指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）　……　149
議案第127号　指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）　……　150
議案第128号　指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）　……　151
議案第129号　指定管理者の指定について（栃木市観光情報物産館）　……　152
議案第130号　指定管理者の指定について（道の駅にしかた）　……　153
議案第131号　指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）　……　154
議案第132号　指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）　……　155
議案第133号　指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）　……　156
議案第134号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて　……　157

報告第１９号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

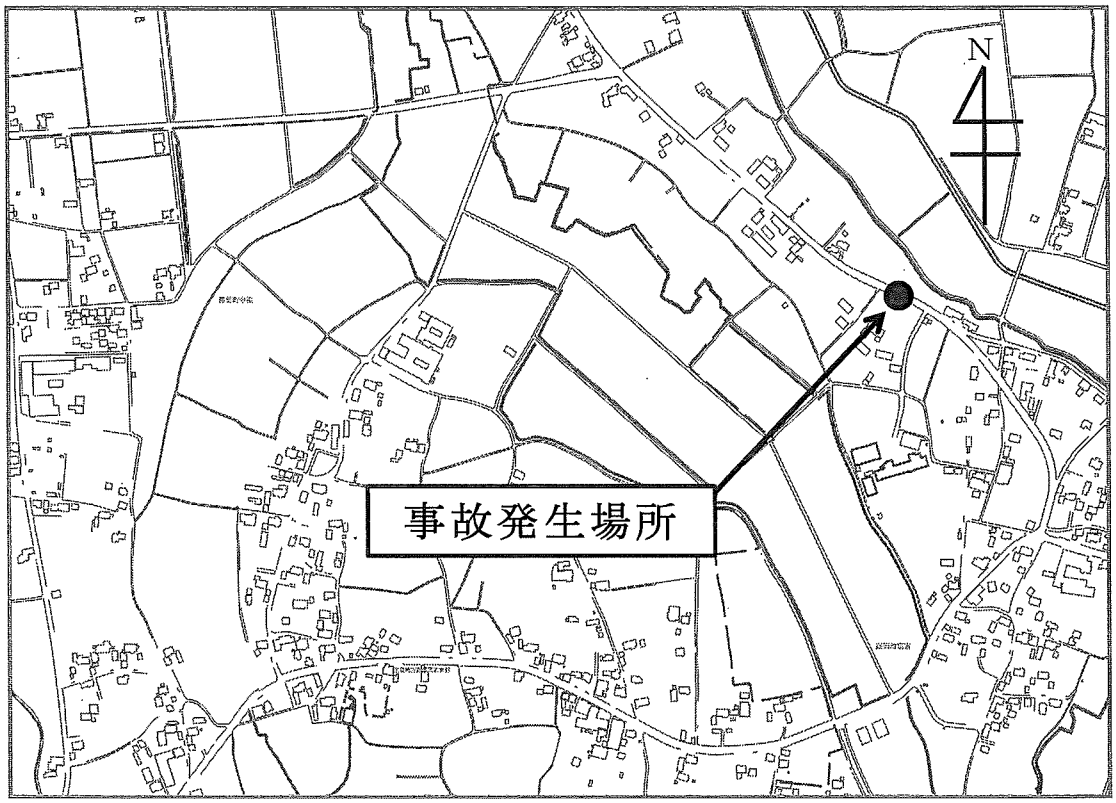
記

１　１件１００万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

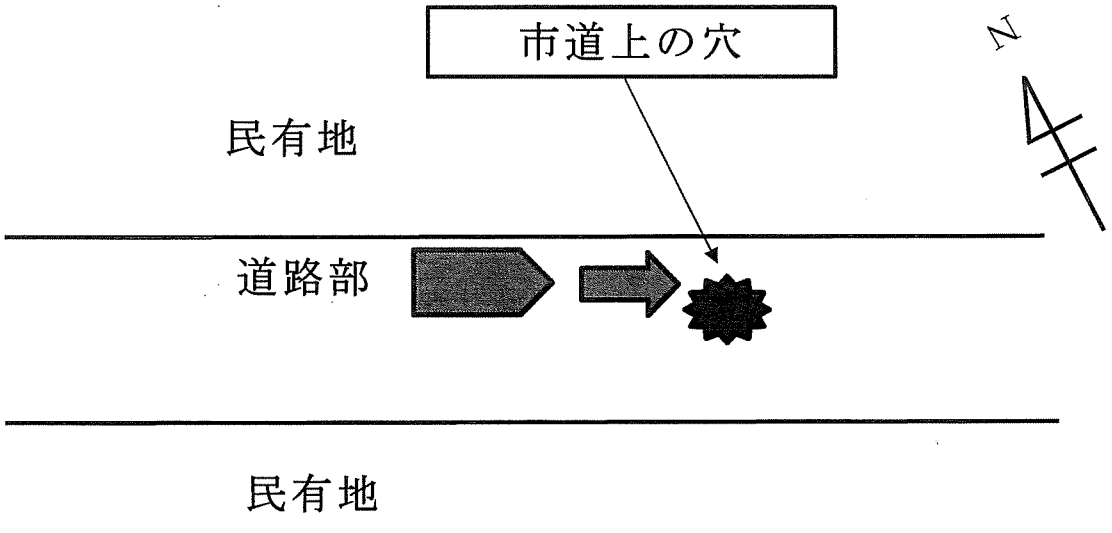
２　以下略

専決第１８号

【事故発生場所】



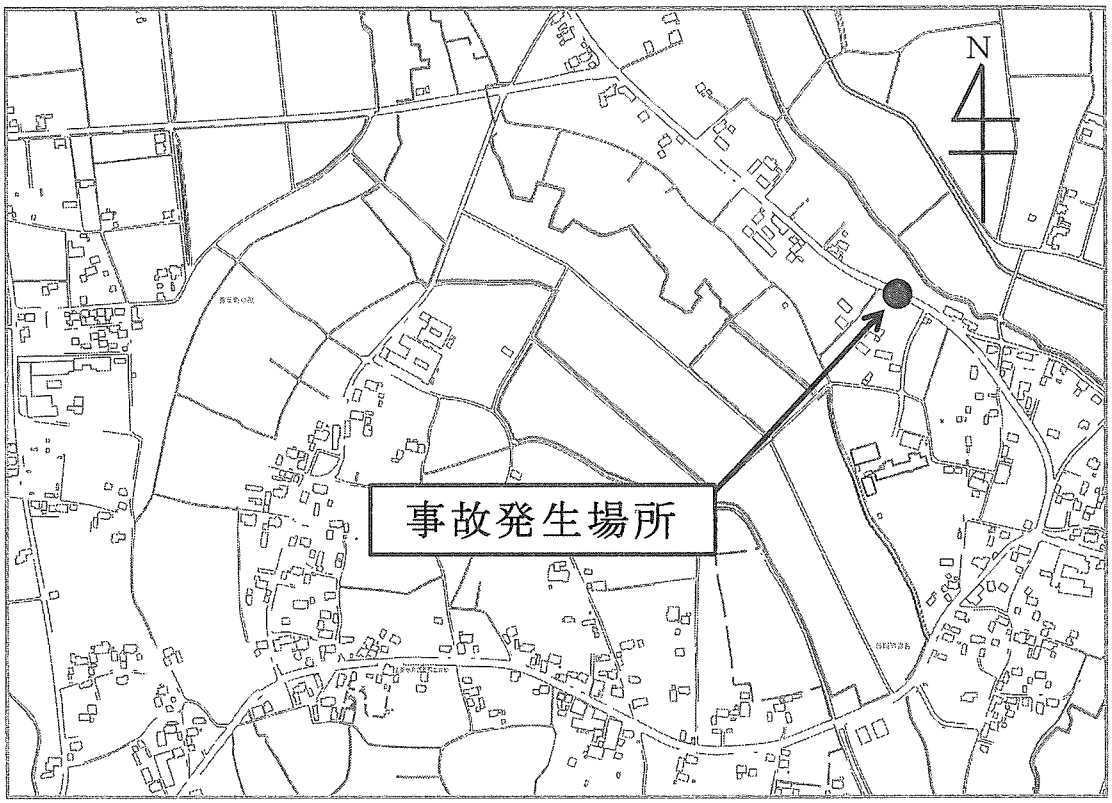
【事故発生状況】



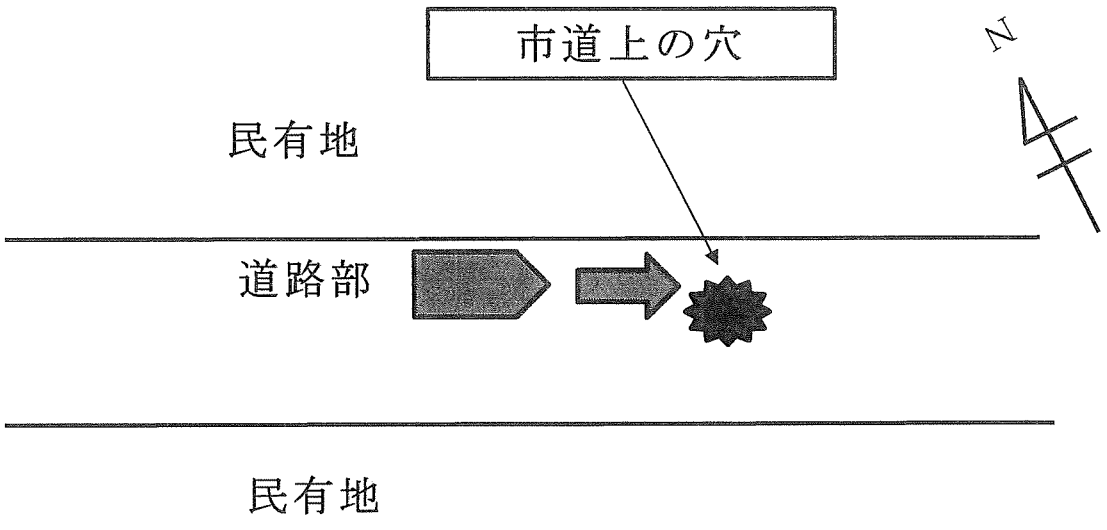
栃木市藤岡町富吉地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により右前輪のタイヤ及びホイール並びに右後輪のタイヤ及びホイールを損傷したもの。

専決第１９号

【事故発生場所】



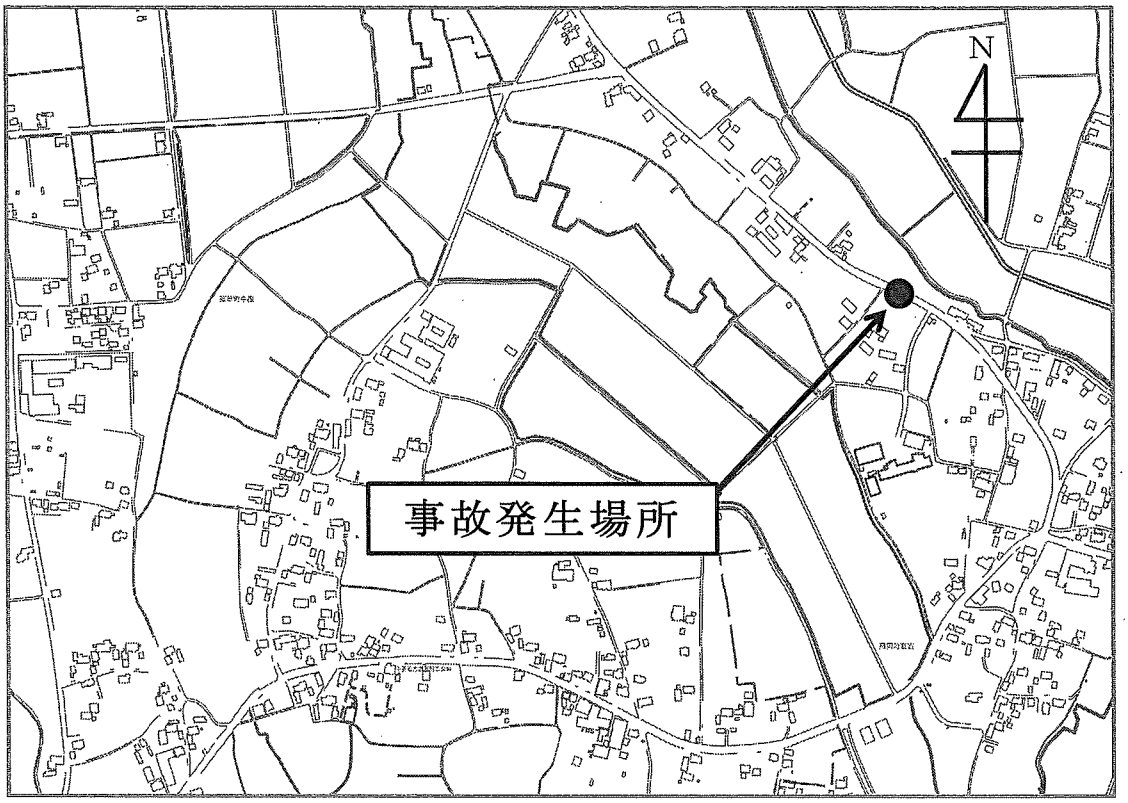
【事故発生状況】



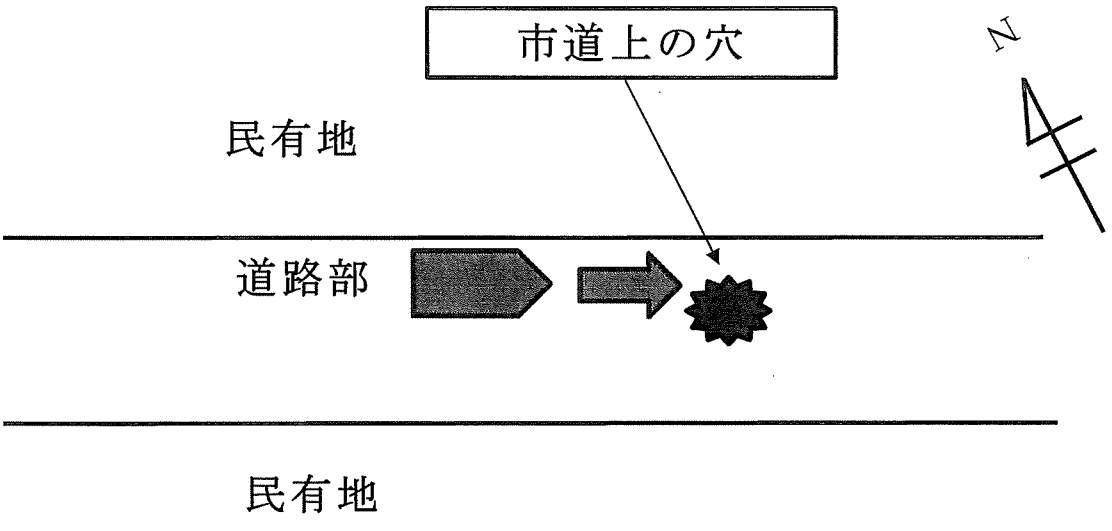
栃木市藤岡町富吉地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により右前輪のタイヤ、ホイール及びサスペンション並びに右後輪のタイヤ及びホイールを損傷したもの。

専決第２０号

【事故発生場所】



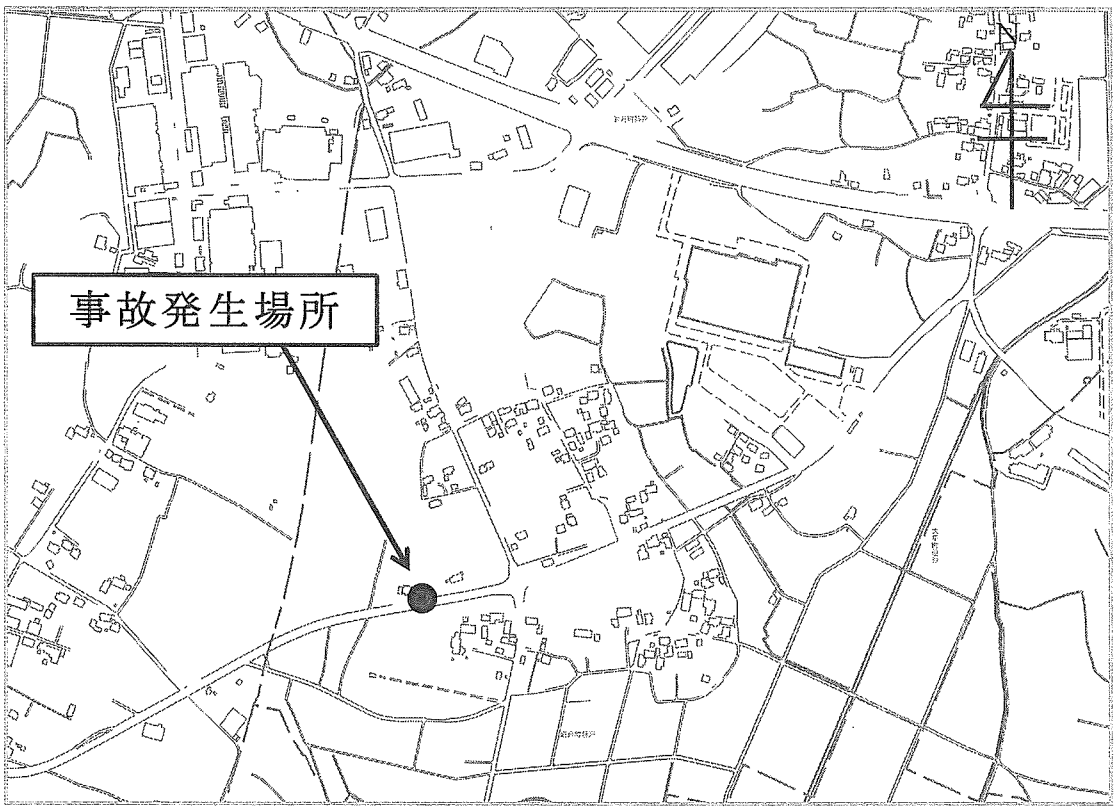
【事故発生状況】



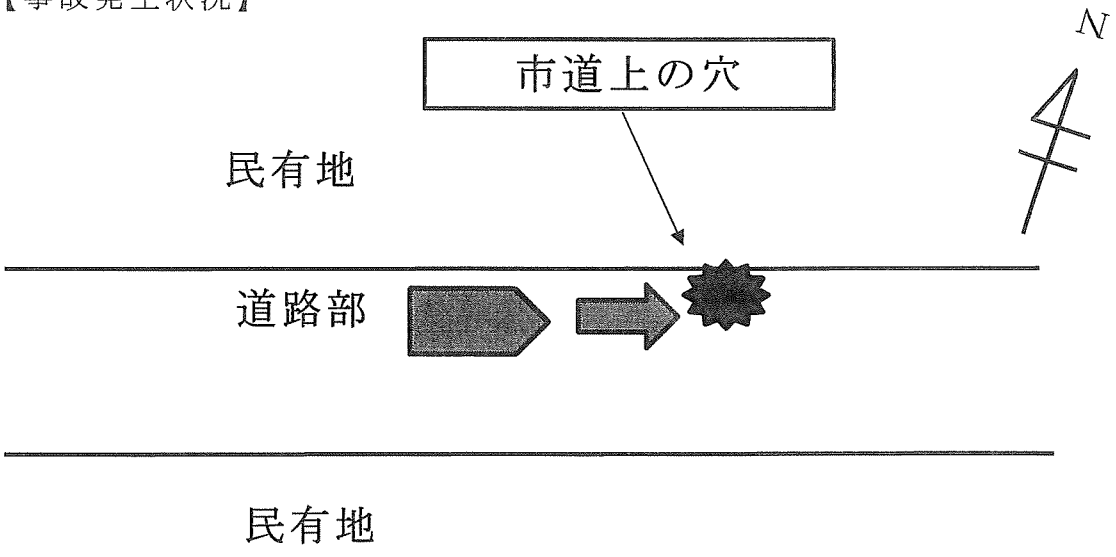
栃木市藤岡町富吉地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により右前輪のタイヤ及びホイールを損傷したもの。

専決第２１号

【事故発生場所】



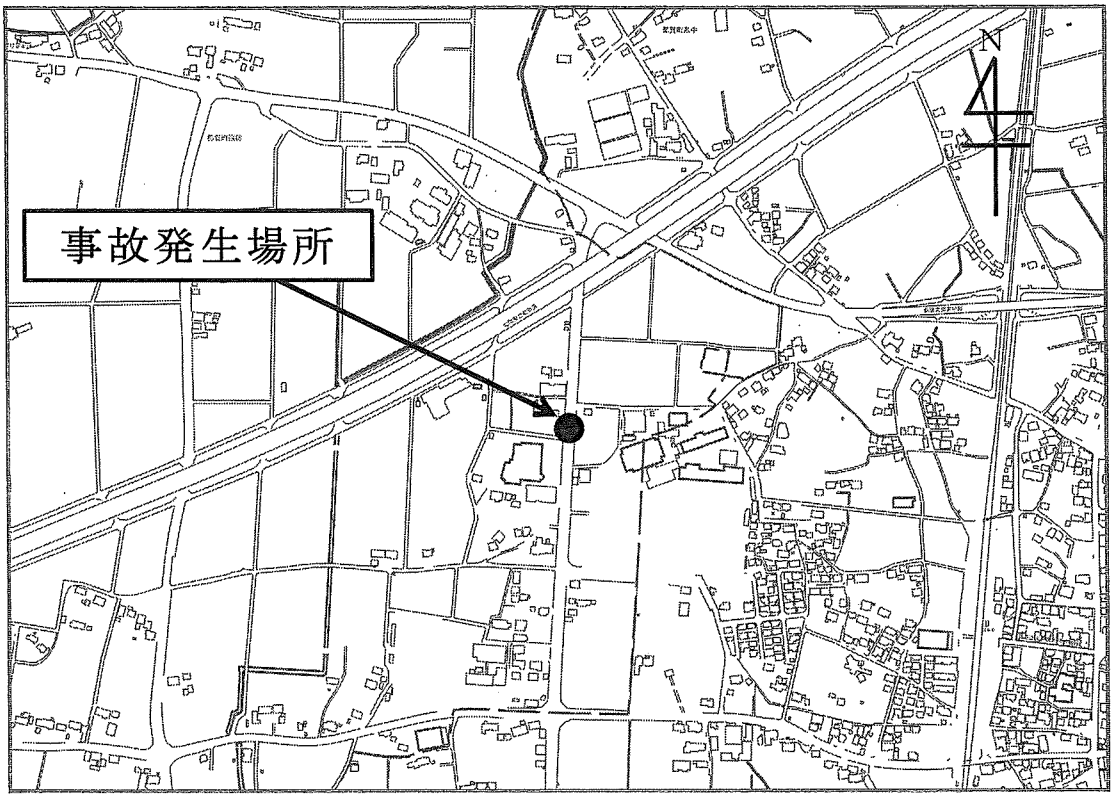
【事故発生状況】



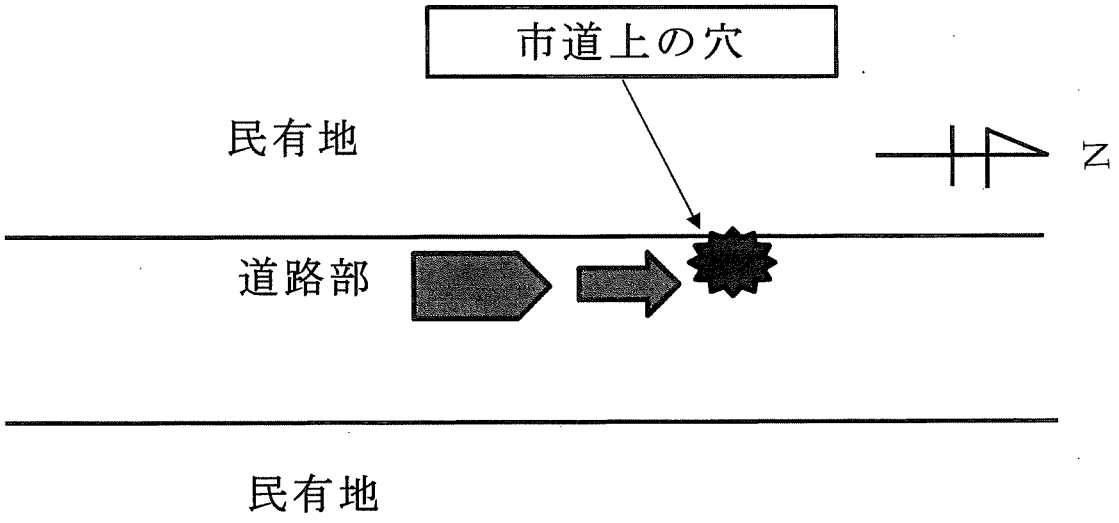
栃木市岩舟町静戸地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により左後輪のタイヤ及びホイールを損傷したもの。

専決第２２号

【事故発生場所】



【事故発生状況】



栃木市都賀町原宿地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により左前輪のタイヤを損傷したもの。

（人　事　課）

議案第１０２号

栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

給与の減額に係る算定方法を改め、字句の整理を行うこと。

（第３条関係）

２　栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

給与の減額に係る算定方法を改め、字句の整理を行うこと。

（第３条関係）

３　栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1)　給与の種類に初任給調整手当を加えること。（第２条関係）

(2)　給料の定義を改めること。（第３条関係）

(3)　初任給調整手当の支給に係る規定を加えること。（第３条の２関係）

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)　条例を設け又は改廃すること。

(2)　以下略

議案第１０２号（人事課）

栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

現　　行
【栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正】 （給与の減額） 第３条　職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、栃木市職員の給与に関する条例（平成２２年栃木市条例第５５号）第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料**（給料の調整額を含む。）**及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから当該年度における栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第３条第１項に規定する週休日と重なる日を除く。以下「休日」という。）の日数に**同条例第３条第２項**に規定する１日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額を減額して支給する。 【栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正】 （給与の減額） 第３条　職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、栃木市職員の給与に関する条例（平成２２年栃木市条例第５５号）第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料**（給料の調整額を含む。）**及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから当該年度における栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第３条第１項に規定する週休日と重なる日を除く。以下「休日」という。）の日数に**同条例第３条第２項**に規定する１日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額を減額して支給する。 【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】 （給与の種類） 第２条　職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手

改　　正　　案
【栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正】 （給与の減額） 第３条　職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、栃木市職員の給与に関する条例（平成２２年栃木市条例第５５号）第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料**の月額**及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額**、初任給調整手当の月額**並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから当該年度における栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第３条第１項に規定する週休日と重なる日を除く。以下「休日」という。）の日数に**同条第２項**に規定する１日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額を減額して支給する。 【栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正】 （給与の減額） 第３条　職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、栃木市職員の給与に関する条例（平成２２年栃木市条例第５５号）第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料**の月額**及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額**、初任給調整手当の月額**並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから当該年度における栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第３条第１項に規定する週休日と重なる日を除く。以下「休日」という。）の日数に**同条第２項**に規定する１日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額を減額して支給する。 【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】 （給与の種類） 第２条　職員の給与の種類は、給料**、初任給調整手当**、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤

現　　行
当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （給料） 第３条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

改　　正　　案
手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （給料） 第３条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 （初任給調整手当） 第３条の２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１２を乗じ、その額を栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第２条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じて得たもので除して得た額（その額に５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

（人　事　課）

議案第１０３号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

期末手当の支給割合を改めること。（第６条関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０３号（人事課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現　　行
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に１００分の４５を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に**１００分の１７５**を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

改　　正　　案
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に１００分の４５を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

（人　事　課）

議案第１０４号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長等の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

期末手当の支給割合を改めること。（第４条関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０４号（人事課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現　　行
（期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に１００分の４５を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に１００分の１６５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

改　　正　　案
（期末手当） 第４条　略 ２　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に１００分の４５を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に１００分の１９０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

（人　事　課）

議案第１０５号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　字句の整理を行うこと。（第１４条及び第１５条関係）

２　勤務１時間当たりの給与額の算出方法を改め、字句の整理を行うこと。（第１６条関係）

３　宿日直手当の額を改めること。（第１６条の２関係）

４　期末手当の支給割合を改めること。（第１７条関係）

５　勤勉手当の支給割合を改めること。（第１７条の４関係）

６　行政職給料表の給料月額を改めること。（別表第１関係）

７　消防職給料表の給料月額を改めること。（別表第２関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０５号（人事課）

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

現　　行
（休日勤務手当） 第１４条　祝日法による休日等（休暇等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、**同条例**第９条に規定する祝日法による休日が**同条例**第４条及び第５条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。 （夜間勤務手当） 第１５条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１６条に規定する勤務**１時間当り**の給与額の１００分の２５を夜間勤務手当として支給する。 （勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１６条　第１２条から第１５条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額（休暇等条例第２条第２項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び同条第４項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条第１項に規定する１週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額）に１２を乗じ、その額を**休暇等条例第２条第１項**に規定する１週間当たりの勤務時間に５２を乗じて得たものから当該年度における**同条例**第９条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に７時間４５分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。 （宿日直手当） 第１６条の２　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、**４，７００円**を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　前項の規定にかかわらず年末年始の休暇に属する日の日直勤務については**７，０５０円**を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

改　　正　　案
（休日勤務手当） 第１４条　祝日法による休日等（休暇等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、休暇等条例第９条に規定する祝日法による休日が休暇等条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。 （夜間勤務手当） 第１５条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜間勤務手当として支給する。 （勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１６条　第１２条から第１５条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額（休暇等条例第２条第２項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び同条第４項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条第１項に規定する１週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額）に１２を乗じ、その額を同項に規定する１週間当たりの勤務時間に５２を乗じて得たものから当該年度における休暇等条例第９条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に７時間４５分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。 （宿日直手当） 第１６条の２　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、５，０００円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　前項の規定にかかわらず年末年始の休暇に属する日の日直勤務については７，５００円を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

現　　行
3　略 （期末手当） 第１７条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第１７条の４第２項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０６．２５）を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。 4～6　略 （勤勉手当） 第１７条の４　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５（特定幹部職員にあっては、１００分の６１．２５）を乗じて得た額の総額 3～5　略

改　　正　　案
3　略 （期末手当） 第１７条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第１７条の４第２項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０８．７５）を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第１７条の４　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額 3～5　略

現　　行

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	

改　　正　　案

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	

現							
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		

改　　正　　案

37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		

現						行					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								

改　　正　　案

	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						
	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						
	93	277,600	317,300	368,900						
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							

現									
	121 122 123 124 125		315,700 315,900 316,200 316,500 316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800	基準給料月額 円 409,200

行									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800	基準給料月額 円 409,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改　　正　　案

	121 122 123 124 125		325,200 325,400 325,700 326,000 326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400	基準給料月額 円 442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現　　行

別表第２（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100

改　　正　　案

別表第２（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100

現									行
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		

改　　正　　案

37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400
38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600
39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900
40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100
41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		

現							行					
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100					
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300					
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500					
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800					
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100					
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300					
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500					
	86	312,500	331,200	355,900	398,800							
	87	313,200	332,200	357,400	399,400							
	88	313,900	333,200	358,800	400,000							
	89	314,600	334,100	360,100	400,300							
	90	315,300	335,400	361,300	400,800							
	91	316,000	336,600	362,500	401,300							
	92	316,700	337,800	363,800	401,800							
	93	317,200	339,000	365,100	402,200							
	94	318,100	340,300	366,600	402,600							
	95	319,000	341,500	368,100	403,100							
	96	319,800	342,700	369,500	403,600							
	97	320,500	343,900	370,800	404,000							
	98	321,400	345,200	372,000	404,500							
	99	322,300	346,400	373,100	405,000							
	100	323,200	347,600	374,300	405,400							
	101	324,100	349,000	375,400	405,700							
	102	325,100	349,900	376,500	406,100							
	103	326,100	350,900	377,600	406,500							
	104	327,000	352,000	378,700	406,800							
	105	327,800	353,100	379,900	407,100							
	106	328,400	354,200	380,400	407,600							
	107	329,000	355,200	381,000	408,100							
	108	329,600	356,200	381,600	408,600							
	109	330,100	357,400	382,200	408,900							
	110	330,600	358,400	382,700	409,400							
	111	331,000	359,400	383,100	409,900							
	112	331,500	360,300	383,600	410,400							
	113	332,300	361,200	384,000	410,700							
	114	332,900	362,100	384,400	411,200							
	115	333,600	363,000	384,900	411,700							
	116	334,200	364,000	385,400	412,200							
	117	334,800	365,000	385,800	412,600							
	118	335,500	365,400	386,300	413,100							
	119	336,200	366,000	386,900	413,500							
	120	336,900	366,600	387,400	414,000							

改　　正　　案

79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300	
80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500	
81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700	
82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000	
83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300	
84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500	
85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700	
86	323,400	342,400	367,600	411,100			
87	324,100	343,400	369,100	411,700			
88	324,800	344,400	370,500	412,300			
89	325,500	345,300	371,800	412,600			
90	326,100	346,600	373,000	413,100			
91	326,800	347,800	374,200	413,600			
92	327,500	349,000	375,500	414,100			
93	328,000	350,200	376,800	414,500			
94	328,700	351,500	378,300	414,900			
95	329,600	352,700	379,800	415,400			
96	330,400	353,900	381,200	415,900			
97	331,100	355,100	382,500	416,300			
98	331,900	356,400	383,700	416,800			
99	332,700	357,600	384,800	417,300			
100	333,500	358,800	386,000	417,700			
101	334,400	360,200	387,100	418,000			
102	335,400	361,100	388,200	418,400			
103	336,400	362,100	389,300	418,800			
104	337,300	363,200	390,400	419,100			
105	338,100	364,300	391,600	419,400			
106	338,700	365,400	392,100	419,900			
107	339,300	366,400	392,700	420,400			
108	339,900	367,400	393,300	420,900			
109	340,400	368,600	393,900	421,200			
110	340,900	369,600	394,400	421,700			
111	341,300	370,600	394,800	422,200			
112	341,800	371,500	395,300	422,700			
113	342,600	372,400	395,700	423,000			
114	343,200	373,300	396,100	423,500			
115	343,900	374,200	396,600	424,000			
116	344,500	375,200	397,100	424,500			
117	345,100	376,200	397,500	424,900			
118	345,800	376,600	398,000	425,400			
119	346,500	377,200	398,600	425,800			
120	347,200	377,800	399,100	426,300			

現					行				
	121	337,500	366,900	387,600	414,400				
	122	337,800	367,300	388,100					
	123	338,300	367,700	388,600					
	124	338,800	368,100	389,000					
	125	339,100	368,500	389,500					
	126		368,900	390,000					
	127		369,300	390,500					
	128		369,700	391,000					
	129		370,100	391,300					
	130		370,500	391,800					
	131		370,900	392,300					
	132		371,300	392,800					
	133		371,500	393,100					
	134		372,000	393,600					
	135		372,300	394,000					
	136		372,600	394,400					
	137		372,900	394,700					
	138		373,300	395,100					
	139		373,800	395,600					
	140		374,300	396,100					
	141		374,600	396,400					
	142		375,100						
	143		375,600						
	144		376,100						
	145		376,400						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000

備考　この表は、消防吏員に適用する。

改　　正　　案

	121	347,800	378,100	399,300	426,700				
	122	348,100	378,500	399,800					
	123	348,600	378,900	400,300					
	124	349,100	379,300	400,700					
	125	349,400	379,700	401,200					
	126		380,100	401,700					
	127		380,500	402,200					
	128		380,900	402,700					
	129		381,300	403,000					
	130		381,700	403,500					
	131		382,100	404,000					
	132		382,500	404,500					
	133		382,700	404,800					
	134		383,200	405,300					
	135		383,500	405,700					
	136		383,800	406,100					
	137		384,100	406,400					
	138		384,500	406,800					
	139		385,000	407,300					
	140		385,500	407,800					
	141		385,800	408,100					
	142		386,300						
	143		386,800						
	144		387,300						
	145		387,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 290,300	基準給料月額 円 295,200	基準給料月額 円 330,500	基準給料月額 円 349,300	基準給料月額 円 365,000	基準給料月額 円 390,700	基準給料月額 円 429,400

備考　この表は、消防吏員に適用する。

（人事課）

議案第１０６号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ職員の給与を改定し、並びに特定任期付職員の号給及び給料月額を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること。（第９条関係）

２　特定任期付職員の号給及び給料月額を改めること。（別表関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０６号（人事課）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

現　　行

（給与条例の適用除外等）

第９条　略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条の３第１項、第１７条第２項及び第１７条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１６条の３第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年栃木市条例第５７号）第８条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第１７条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第１７条の４第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。

別表（第８条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	４０５，０００円
2	４５５，０００円
3	５０８，０００円
4	５７４，０００円

改　　正　　案

（給与条例の適用除外等）

第９条　略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条の３第１項、第１７条第２項及び第１７条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１６条の３第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年栃木市条例第５７号）第８条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第１７条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第１７条の４第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

別表（第８条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	４１９，０００円
2	４７０，０００円
3	５２５，０００円
4	５９３，０００円
5	６７７，０００円

（市民生活課）

議案第１０７号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

個人番号カードの機能を付加した特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用することにより印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　個人番号カードによる印鑑登録証に係る規定を改めること。（第７条の２関係）

２　規定の整理を行うこと。（第７条の３及び第１５条関係）

３　多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける際に使用するカード等の種類及び引用条項を改めること。（第１４条関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０７号（市民生活課）

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

現　　行
（個人番号カードによる印鑑登録証） 第７条の２　印鑑の登録を受けている者が交付を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。 ２　市長は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードの交付を受けたときは、前条の規定により交付されている印鑑登録証を無効とする。 （個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間） 第７条の３　個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該個人番号カードの有効期間と同一とする。 ２　有効期間を経過した個人番号カードによる印鑑登録証に関する印鑑登録については、新たに印鑑登録証の交付を受けることにより登録を継続できるものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１４条　前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号

改　　正　　案
（個人番号カード等による印鑑登録証） 第７条の２　次に掲げるカード等（以下「個人番号カード等」という。）であって印鑑の登録を受けている者が交付を受けたもの（以下「個人番号カード等による印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。 (1)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード (2)　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード (3)　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書 ２　市長は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カード等の交付を受けたときは、前条の規定により交付されている印鑑登録証を無効とする。 （個人番号カード等による印鑑登録証の有効期間） 第７条の３　個人番号カード等による印鑑登録証の有効期間は、当該個人番号カード等の有効期間と同一とする。 ２　有効期間を経過した個人番号カード等による印鑑登録証に関する印鑑登録については、新たに印鑑登録証の交付を受けることにより登録を継続できるものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１４条　前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カード等又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符

現　　行
を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。 第４章　雑則 （代理人による申請） 第１５条　第３条、第４条第２項及び第１０条第１項第３号に規定する行為を代理人が行おうとするときは、登録を受けようとする印鑑（第１０条第１項第３号に規定する行為にあっては、登録を受けた印鑑）を押印した本人からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

改　　正　　案
号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。 第４章　雑則 （代理人による申請） 第１５条　第３条、第４条第２項及び第１０条第１項に規定する行為（同項に規定する行為にあっては、同項第３号に該当するときに行うものに限る。この条において同じ。）を代理人が行おうとするときは、登録を受けようとする印鑑（同項に規定する行為にあっては、登録を受けた印鑑）を押印した本人からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

（保育課）

議案第１０８号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　児童対象性暴力等の防止に係る規定を加えること。（第１５条の２関係）

２　保育士の数の算定において特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定を加えること。（第２６条関係）

３　規定の整理を行うこと。（附則第２項及び附則第６項関係）

４　看護師等に対する支援の確保に係る規定を加えること。（附則第７項関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０８号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現　　行
第１５条　略 （職員） 第２６条　略 ２　略 附　則 １　略 （保育士の数の算定の特例） ２　第２６条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、１人に限

改　　正　　案
第１５条　略 （児童対象性暴力等の防止） 第１５条の２　児童福祉施設の設置者は、法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （職員） 第２６条　略 ２　略 ３　前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第４９条第１５項に規定する心理担当職員をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第２項、第４項又は第５項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附　則 １　略 （保育士の数の算定の特例） ２　第２６条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、１人に限

現　　行
って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ３～５　略 ６　前２項の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、附則第２項、第４項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２６条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

改　　正　　案
り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が４人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項又は附則第４項若しくは第５項の規定により保育士とみなされる者及び同条第３項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ３～５　略 ６　前２項の規定を適用するときは、保育士（第２６条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項又は附則第２項、第４項若しくは前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、附則第４項又は前項の規定の適用がないものとした場合の同条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。 ７　第２６条第３項及び附則第２項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第３項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（保　育　課）

議案第１０９号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　保育所等との連携に係る規定を改めること。（第６条関係）

２　児童対象性暴力等の防止に係る規定を加えること。（第１４条の２関係）

３　利用乳幼児及び職員の健康診断に係る規定を改めること。
（第１８条関係）

４　規定の整理を行うこと。
（第１９条、第２８条、第４９条及び附則第９条関係）

５　保育士の数の算定において特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を加え、規定の整理を行うこと。
（第３０条、第３２条、第４５条及び第４８条関係）

６　引用条項を改めること。（第３６条関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１０９号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現　　行
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで**並びに附則第３条**において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。**第３号**において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　略 (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下**この号**において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　市長は、家庭的保育事業者等による**代替保育の提供**に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、**前項第**

改　　正　　案
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を行うこと。 (2)　略 (3)　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前

現　　行
２号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2)　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。） (2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

改　　正　　案
項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。   4　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2)　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置

現　　行
第１４条　略

改　　正　　案
を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 ５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1)　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等 (2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 ６　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　市長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 ７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)　子ども・子育て支援法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　法第６条の３第１２項及び法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第１４条　略 （児童対象性暴力等の防止）

現　　行
（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１８条　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 ３・４　略 （家庭的保育事業所等内部の規程） 第１９条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略 (6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

改　　正　　案

第１４条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第１８条　略

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

３・４　略

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第１９条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5)　略

(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）

現　　行
(7)～(11)　略 第２８条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。 （職員） 第３０条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)・(2)　略 (3)　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人 (4)　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　　正　　案
(7)～(11)　略 第２８条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。 （職員） 第３０条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)・(2)　略 (3)　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人 (4)　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当

現　　行
（職員） 第３２条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
（利用定員） 第３６条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第１０項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４５条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　　正　　案
該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （職員） 第３２条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （利用定員） 第３６条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第１０項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４５条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定

現　　行
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４８条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する**保健師、看護師又は准看護師**を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
（準用） 第４９条　第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４８条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第２７条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設

改　　正　　案
理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４８条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （準用） 第４９条　第２５条から第２７条まで及び第２９条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２５条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２７条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４８条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第４９条において準用する次条及び第２７条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２６条及び第２７条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２９条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設

現　　行
備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４９条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第３４条第４号及び第５号」とあるのは「第４９条において準用する次号」と読み替えるものとする。 附　則 第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３０条第３項若しくは第４５条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

改　　正　　案
備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４９条において準用する第４号において同じ。）」とする。 附　則 第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３０条第３項若しくは第４項若しくは第４５条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がないものとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。

（保　育　課）

議案第１１０号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

１　小規模保育事業の定義及び引用条項を改め、教育認定子どもの定義等を加えること。（第２条関係）

２　規定の整理を行うこと。（第６条、第７条、第１３条、第２５条、第３４条、第３５条、第３８条から第４０条まで、第４２条、第４５条、第４６条、第４８条から第５０条まで及び第５１条関係）

３　満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所の利用定員に係る規定を加え、引用条項を改め、規定の整理を行うこと。（第３６条関係）

４　連携施設の確保が困難な場合等における措置に係る規定を加え、規定の整理を行うこと。（第４１条関係）

５　満３歳以上限定小規模保育事業者が提供する特別利用地域型保育の基準

に係る規定を加えること。（第５０条の２関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１１０号（保育課）

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

現　　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　略 (6)　**小規模保育事業**　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。 (7)～(11)　略 (12)～(23)　略 (24)　特定地域型保育事業　法**第４３条第３項**に規定する特定地域型保育事業をいう。 (25)～(30)　略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該**

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改　　正　　案
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　略 (6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。 (7)　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。 (8)～(12)　略 (13)　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。 (14)　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。 (15)　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。 (16)～(27)　略 (28)　特定地域型保育事業　法第４３条第４項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (29)～(34)　略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ど

現　　行
当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４・５　略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第１３条　略 ２・３　略 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　略 (3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ｱ)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７万７，２００円 (ｲ)　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど

改　　正　　案
も（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４・５　略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第１３条　略 ２・３　略 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　略 (3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ｱ)　教育認定子ども　７万７，２００円 (ｲ)　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)におい

現　　行
も（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)において同じ。）　７万７，２００円 イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ｱ)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (ｲ)　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　略 (4)・(5)　略 ５・６　略 （虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第３４条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

改　　正　　案
て同じ。）　７万７，２００円 イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ｱ)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (ｲ)　満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　略 (4)・(5)　略 ５・６　略 （虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、特定教育・保育施設（学校教育法第１条に規定する幼稚園に限る。）の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準） 第３４条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保

現　　行
子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとし

改　　正　　案
育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとし

現　　行
て、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第３節　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１款　利用定員に関する基準 第３６条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年栃木市条例第４５号）第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第３２条第１項に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同条例第３４条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第４３条の規

改　　正　　案
て、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第３節　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１款　利用定員に関する基準 第３６条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年栃木市条例第４５号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４１条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第２８条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４１条第３項において同じ。）にあっては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同条例第２８条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとす

現　　行
定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３８条　略 ２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

改　　正　　案
る。 (1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３８条　略 ２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第４２条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用し

現　　行
3　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第４１条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第３９条　略 2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４０条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４１条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させる

改　　正　　案
ている満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４　前２項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 ５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第４１条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第３９条　略 ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４０条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４１条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会

現　　行
ための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。 (3)　当該特定地域型保育事業者により**特定地域型保育の提供を**受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３６条第２項に規定するその他の**小学校就学前子ども**に限る。**以下この号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改　　正　　案
の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を行うこと。 (2)　必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3)　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３６条第２項に規定するその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 ４　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイ

現　　行

改　　正　　案
に掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2)　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。 (1)　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等 (2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 6　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　市長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2)　特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。 7　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

現　　行
2　略 3　事業所内保育事業を行う者であって、第３６条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものについては、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。 4　略 （利用者負担額等の受領） 第４２条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　略 （運営規程） 第４５条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6)　略 (7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利

改　　正　　案
(1)　法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの ８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。 ９　略 １０　事業所内保育事業を行う者であって、第３６条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のもの（次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。 １１　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるものについては、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 １２　略 （利用者負担額等の受領） 第４２条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　略 （運営規程） 第４５条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6)　略 (7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利

現　　行
用に当たっての留意事項（第３８条第２項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　略 （勤務体制の確保等） 第４６条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略 （記録の整備） 第４８条　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　略 （準用） 第４９条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第４９条において準用する次項及び第１９条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項及び第１９条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域

改　　正　　案
用に当たっての留意事項（第３８条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　略 （勤務体制の確保等） 第４６条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略 （記録の整備） 第４８条　略 ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　略 （準用） 第４９条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第１４条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第２３条中「運営規程」とあるのは「第４５条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第２５条中「各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、特定教育・保育

現　　行
型保育」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第２３条中「運営規程」とあるのは「第４５条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 第３款　特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準） 第５０条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第３９条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３８条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５１条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」

改　　正　　案
施設（学校教育法第１条に規定する幼稚園に限る。）の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 第３款　特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準） 第５０条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第５１条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第３６条第３項、第３８条第３項及び第３９条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までを含む。第５１条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３８条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第４２条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５１条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「

現　　行
とあるのは「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

改　　正　　案
同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 第５０条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３６条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第３６条第２項、第３８条第２項及び第３９条第２項を除き、第４９条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３８条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３

現　　行
（特定利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号

改　　正　　案
歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５０条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０

現　　行
の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（**政令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子ども**を**いう**。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

改　　正　　案
条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（保育課）

議案第１１１号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

児童対象性暴力等の防止に係る規定を加えること。（第１２条の２関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１１１号（保育課）

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現　　行
第１２条　略

改　　正　　案
第１２条　略 （児童対象性暴力等の防止） 第１２条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（保育課）

議案第１１２号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

経過措置の期限を改め、規定の整理を行うこと。

（附則第２項及び附則第３項関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１１２号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の

現　　行
附　則 1　略 （経過措置） 2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、**当分の間**、この条例による改正後の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びに栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びに栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

改　　正　　案
附　則 1　略 （経過措置） 2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和１０年３月３１日までの間、この条例による改正後の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「設備運営基準」という。）第２６条第２項並びにこの条例による改正後の栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びにこの条例による改正前の栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第２６条第２項並びに家庭的保育事業等基準第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びにこの条例による改正前の栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（ 予 防 課 ）

議案第１１３号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準の整備を行うに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

調理に用いる器具の周囲において使用する排気ダクト等の管理に係る規定を加えること。（第１８条から第２１条関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１１３号（予防課）

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

現　　行
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　略 ２　略 （固体燃料を使用する器具） 第１９条　略 ２　略 （気体燃料を使用する器具） 第２０条　略 ２　略 （電気を熱源とする器具） 第２１条　略 ２　略

改　　正　　案
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　略 ２　略 ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。 （固体燃料を使用する器具） 第１９条　略 ２　略 ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具） 第２０条　略 ２　略 ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第２１条　略 ２　略 ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

（学校教育課）

議案第１１４号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、任期付市費負担教職員の給与を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表の給料月額を改めること。（別表第１関係）

〔参照条文〕

議案第１０２号と同じ。

議案第１１４号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現　　行

別表第１（第５条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	１級
号給	給料月額（円）
1	212,900
2	215,300
3	217,600
4	219,900
5	222,100
6	224,400
7	226,600
8	228,800
9	231,000
10	233,200
11	235,400
12	237,600
13	239,800
14	241,900
15	244,000
16	246,100
17	248,200
18	250,000
19	251,700
20	253,400
21	255,100
22	256,400
23	257,700
24	258,900

改　　正　　案

別表第１（第５条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	１級
号給	給料月額（円）
1	223,000
2	225,400
3	227,800
4	230,100
5	232,300
6	234,700
7	236,900
8	239,100
9	241,300
10	243,500
11	245,700
12	248,000
13	250,200
14	252,300
15	254,400
16	256,500
17	258,600
18	260,400
19	262,100
20	263,800
21	265,500
22	266,800
23	268,100
24	269,300

現	行

25	260,100
26	261,200
27	262,300
28	263,400
29	264,600
30	265,700
31	266,800
32	267,800
33	268,900
34	269,900
35	270,900
36	272,000
37	273,200
38	274,100
39	275,100
40	276,200
41	277,400
42	278,500
43	279,600
44	280,700
45	281,600
46	282,400
47	283,200
48	284,000
49	284,600
50	285,400
51	286,100

改　　正　　案

25	270,500
26	271,600
27	272,700
28	273,800
29	275,000
30	276,100
31	277,200
32	278,200
33	279,300
34	280,300
35	281,300
36	282,400
37	283,600
38	284,500
39	285,500
40	286,600
41	287,800
42	288,900
43	290,000
44	291,100
45	292,000
46	292,800
47	293,600
48	294,400
49	295,000
50	295,800
51	296,500

現　　行

52	286,800
53	287,600
54	288,400
55	289,000
56	289,700
57	290,400
58	291,200
59	292,000
60	292,600
61	293,200
62	293,900
63	294,600
64	295,100
65	295,800
66	296,500
67	297,100
68	297,700
69	298,400
70	299,100
71	299,700
72	300,400
73	300,900
74	301,500
75	302,200
76	302,700
77	303,300

52	297,200
53	298,000
54	298,800
55	299,400
56	300,100
57	300,800
58	301,600
59	302,400
60	303,000
61	303,600
62	304,300
63	305,000
64	305,500
65	306,200
66	306,900
67	307,500
68	308,100
69	308,800
70	309,500
71	310,100
72	310,800
73	311,300
74	312,000
75	312,700
76	313,200
77	313,800

（道路河川整備課治水対策室）

議案第１１５号

工事請負契約の変更について

提案理由

令和７年第６回栃木市議会定例会において、議案第１５４号として議決を経た清水川第１調節池整備工事請負契約（坂本・日向野特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
２０３，７２０，０００	２１９，２８５，０００

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4)　略

(5)　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)　以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

（参考）

契約の相手方　　栃木市尻内町６９１番地１
坂本・日向野特定建設工事共同企業体
代表者　坂本産業株式会社
代表取締役　坂本　和則

工　事　名　　清水川第１調節池整備工事

工事場所　　栃木市箱森町地内

工事概要　　調節池整備

・湛水面積　　７，５０３㎡

・計画貯留量　　３，１２３㎥

主な工種

・放流水路工　　１式

・流入施設工　　１式

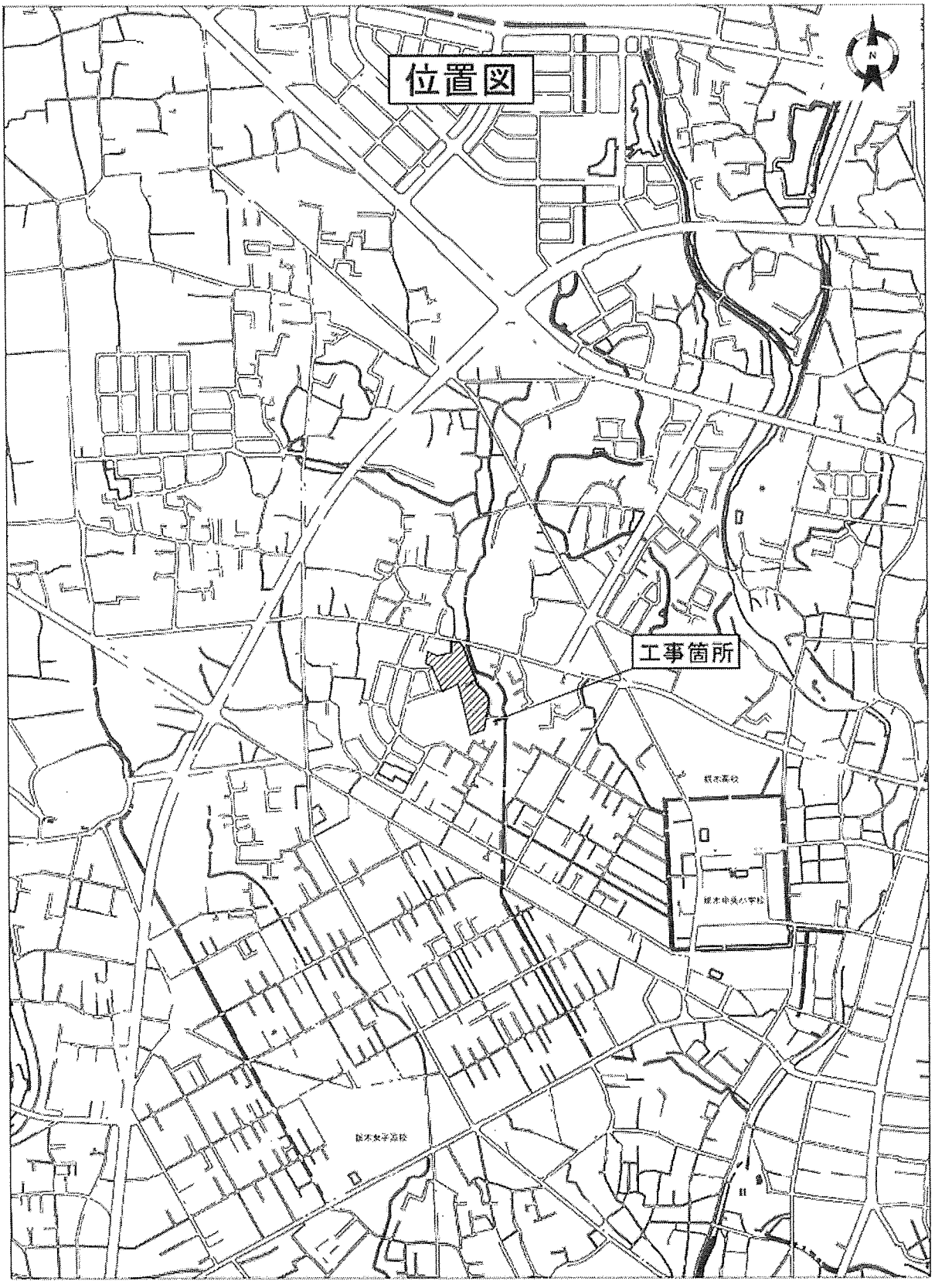
・法覆護岸工　　７６５（変更前７６２）㎡

・舗装工　　１，７６４（変更前１，５２１）㎡

・舗装工（池底コンクリート）　　７４７㎥

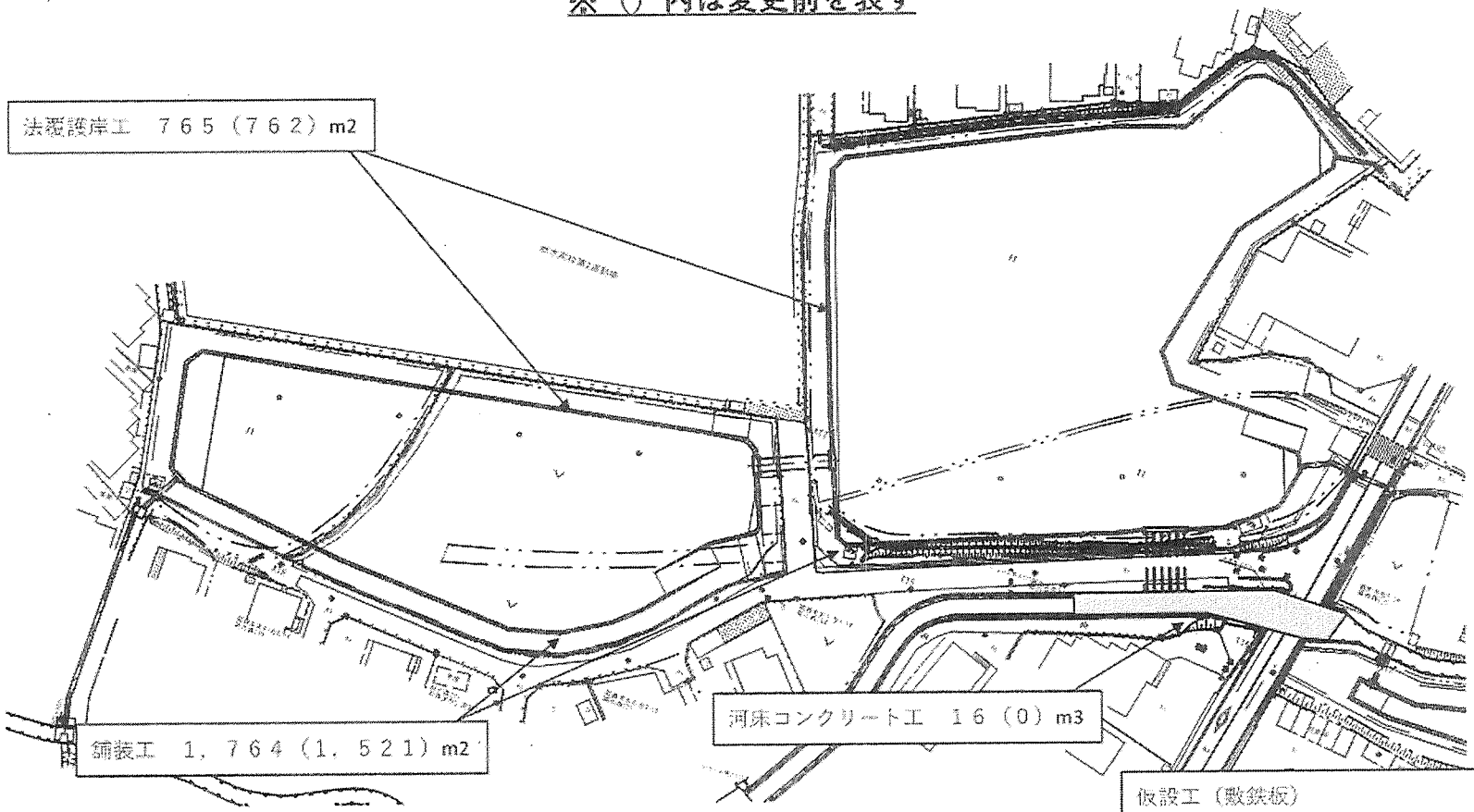
・仮設工（敷鉄板）　　１，１３４（変更前６２１）㎡

・河床コンクリート工　　１６（変更前０）㎥


位置図
工事箇所
1/10000
0
600m

変　更　平　面　図

※（）内は変更前を表す



仮設工（敷鉄板）	
工事用道路	６２１m2
放流施設工	６３（０）m2
残土搬出先	４５０（０）m2
計	１１３４（６２１）m2

（産業基盤整備課）

議案第１１６号

財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業用地として、栃木市吹上町及び野中町地内の土地を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7)　略

(8)　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)　以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決に付さ

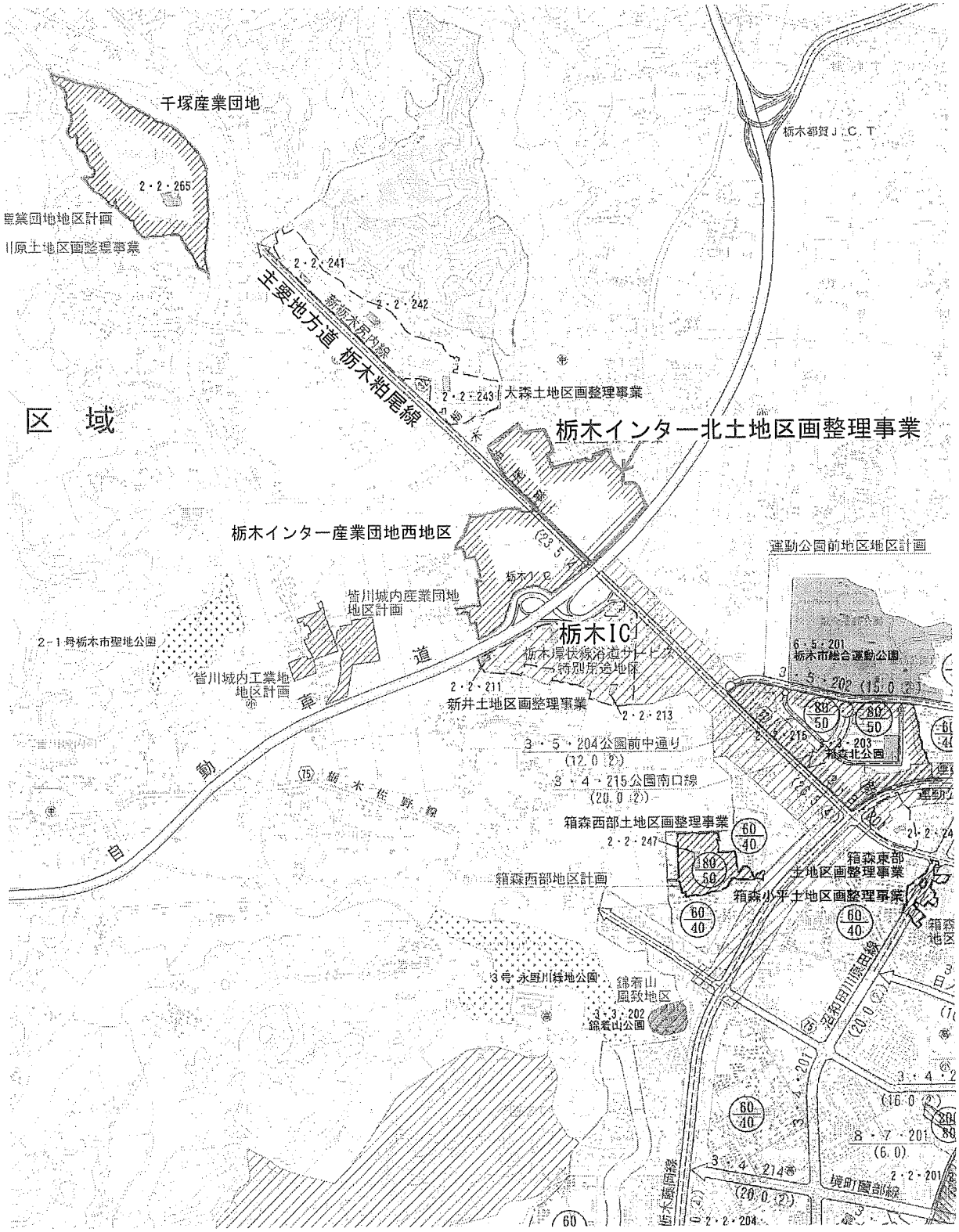
なければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積（㎡）	取得価格（円）
栃木市吹上町永宮	田、畑、原野	20	19,064.00	59,670,320
栃木市吹上町野中原	田、畑	38	22,184.91	69,438,768
栃木市吹上町馬乗場	田、畑、宅地	29	26,965.56	84,574,185
栃木市吹上町横宿	田	1	671.00	2,100,230
栃木市吹上町天神房	田	14	14,164.00	44,333,320
栃木市吹上町道祖神	田、畑、宅地、雑種地	38	26,040.03	103,372,713
栃木市吹上町広塚	田、畑	57	51,849.91	162,290,218
栃木市吹上町新井原	畑、雑種地	4	479.00	7,150,130
栃木市吹上町中道	田、畑	26	31,817.00	99,587,210
栃木市吹上町株木	田、宅地、雑種地	18	15,528.59	73,615,709

所在地	地目	筆数	地積（㎡）	取得価格（円）
栃木市野中町前原	田	2	358.00	1,120,540
栃木市野中町米山	田、畑	6	5,289.00	16,554,570
栃木市野中町西原	田、畑、宅地、雑種地	7	2,553.00	11,598,200
計		260	216,964.00	735,406,113

位　置　図


N
千塚産業団地
2・2・265
業団地地区計画
川原土地区画整理事業
栃木都賀ＪＣＴ
2・2・241
2・2・242
主要地方道 栃木粕尾線
新栃木駅栃端線
2・2・243
大森土地区画整理事業
区　域
栃木インター北土地区画整理事業
栃木インター産業団地西地区
運動公園前地区地区計画
皆川城内産業団地
地区計画
栃木IC
栃木県快線浴道サービス
一特別用途地区
2-1号栃木市聖地公園
皆川城内工業地
地区計画
2・2・211
新井土地区画整理事業
2・2・213
6・5・201
栃木市総合運動公園
3・5・202 (15.0 ②)
3・5・204公園前中通り
(12.0 ②)
3・4・215公園南口線
(20.0 ②)
2・2・203
箱森北公園
箱森西部土地区画整理事業
2・2・247
箱森西部地区計画
箱森東部
土地区画整理事業
箱森小平土地区画整理事業
3号 永野川緑地公園
錦着山
風致地区
3・3・202
錦着山公園
3・4・214号
(20.0 ②)
境町園部線
2・2・204
60
80
50
40

（保健給食課）

議案第１１７号

財産の取得について

提案理由

栃木市東部学校給食センターの設置に伴い、同給食センターにおいて使用する食器、食缶、調理器具等を購入することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１６号と同じ。

（文　化　課）

議案第１１８号

和解及び損害賠償の額の決定について

提案理由

建造物管理の瑕疵により発生した物損事故に関して和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第９６条１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11)　略

(12)　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第３条第２項に規定する処分又は同条第３項に規定する裁決をいう。以下この号、第１０５条の２、第１９２条及び第１９９条の３第３項において同じ。）に係る同法第１１条第１項（同法第３８条第１項（同法第４３条第２項において準用する場合を含む。）又は同法第４３条第１項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第１０５条の２、第１９２条及び第１９９

条の３第３項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

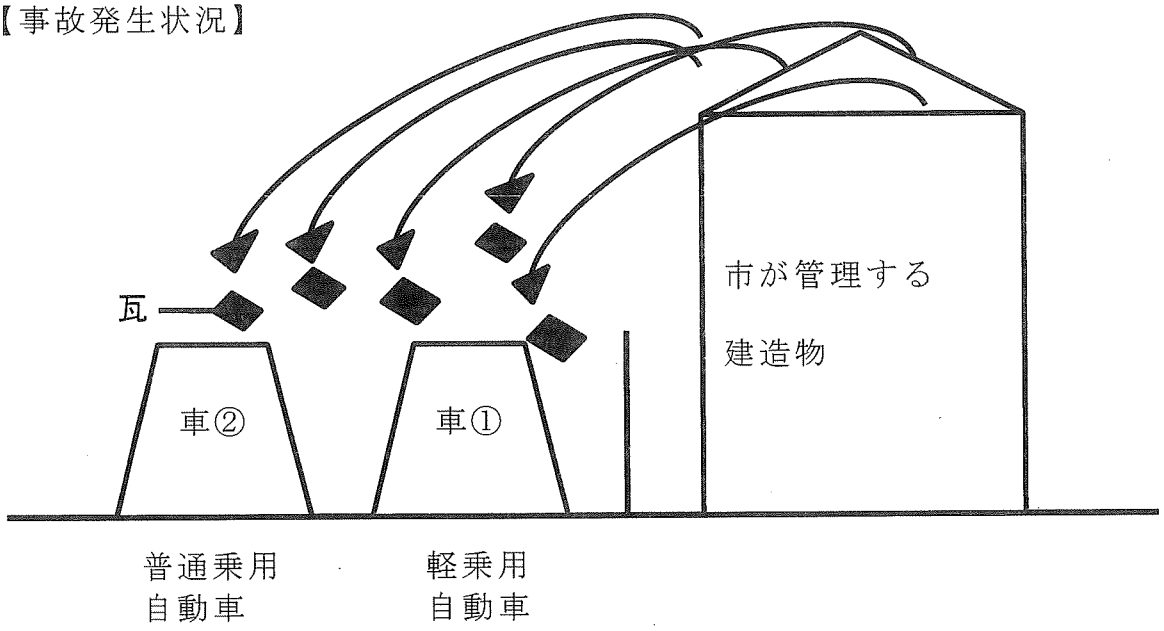
(13)　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)　以下略

【事故発生場所】

個人情報保護のため一部非公開にしています。

【事故発生状況】



台風１５号の接近に伴う強風により市が管理する建造物の屋根瓦の一部が飛散し、近隣に駐車していた車両２台に落下し、当該車両２台の車体に傷を生じさせた。

（地域政策課）

議案第１１９号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市栃木第六地区コミュニティセンターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７　以下略

（高齢介護課）

議案第１２０号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市老人福祉センター長寿園の指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（高齢介護課）

議案第１２１号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市老人福祉センター泉寿園の指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（高齢介護課）

議案第１２２号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市老人福祉センター福寿園の指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（子育て総務課）

議案第１２３号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市いまいずみ児童館の指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（子育て総務課）

議案第１２４号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市そのべ児童館の指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（子育て総務課）

議案第１２５号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平児童館の指定管理者に学校法人しずわでら学園を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（商工振興課）

議案第１２６号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市勤労者総合福祉センターの指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（観光振興課）

議案第１２７号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ蔵の街観光館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（観光振興課）

議案第１２８号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市倭町駐車場の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（観光振興課）

議案第１２９号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市観光情報物産館の指定管理者に株式会社ファーマーズ・フォレストを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（農業振興課）

議案第１３０号

指定管理者の指定について

提案理由

道の駅にしかたの指定管理者に株式会社ニックスを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（農業振興課）

議案第１３１号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟農村環境改善センターの指定管理者に株式会社観光農園いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（農業振興課）

議案第１３２号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市いわふねフルーツパークセンターの指定管理者に株式会社観光農園いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（農林整備課）

議案第１３３号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市出流ふれあいの森の指定管理者にみかも森林組合を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第１１９号と同じ。

（人権・男女共同参画課）

議案第１３４号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員２１名のうち、直井泰子氏が令和９年３月３１日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第６条　略

２　略

３　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

４　以下略

直　井　泰　子　氏　の　略　歴

住　　所　　栃木市大平町真弓１６２３番地１

生年月日　　昭和３４年４月１５日

[redacted]

主　な　経　歴

[redacted]

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

1　笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
1　自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
1　交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
1　健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
1　広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和２年１０月１０日

栃木県栃木市